

仕様書

1 件名

労働者派遣 DX推進人材（本部事務機構 情報戦略部 DX推進課の業務）

2 派遣労働者の就業場所

公立大学法人大阪 大阪公立大学杉本キャンパス（大阪市住吉区杉本3-3-138）
本部事務機構 情報戦略部 DX推進課（以下「DX推進課」）（TEL 06-6605-3475）

3 派遣労働者の人数

1 名

4 派遣労働者が従事する業務の内容

- ・公立大学法人大阪（以下「本法人」）の各種業務におけるDX推進に関すること
- ・RPAツールを使った法人内業務の自動化・効率化
- ・ノーコードローコードツールを使った業務の効率化
- ・AI活用による業務の効率化
- ・DX推進に向けた法人職員へのアドバイスや相談対応
- ・その他、DX推進課の職員が指示する業務

※業務状況により従事する内容が変更する場合がある。

5 業務遂行上必要な技能・経験・知識等

以下の①②③の経験を必須とし、④⑤に関しては基本的な知識およびスキルを備えていることで可能とする。

- ①企業等において DX 推進に関する業務経験のある方（業務フロー分析／システム化／システム連携／自動化／AI 活用など）
- ②RPA ツールを適用した業務 DX を推進した経験（主に PowerAutomate の活用経験が望ましい）
- ③ノーコードローコードでのアプリ開発経験（主に Power Apps の活用経験が望ましい）
- ④AI 活用による業務の効率化に取り組んだ経験
- ⑤高いコミュニケーション能力を持ち、本学の教職員及び関連業者と円滑にコミュニケーションを図りながら業務を進められること。

6 派遣期間

令和7年9月1日から令和8年3月31日まで

7 就業日

週5日(月曜日から金曜日)。原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から翌年1月3日までの日及び本法人が指定する休日を除く。なお、当該日に就業する必要がある場合は、休業日を他の平日に振り替えるものとする。

8 就業時間等

8時45分～17時15分(12時00分～12時45分は休憩時間)

繁忙期に超過勤務を命じる場合がある。

9 指揮命令者

DX推進課 課長

10 派遣先責任者及び苦情申出先

派遣先責任者／DX推進課

苦情申出先／本部事務機構人事労務課長代理

11 資格等条件

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第5条第1項の労働者派遣事業の許可を受けている者

12 派遣業務の報告

派遣労働者は、勤務日の業務終了後に直ちに業務の完了を確認した書類(本学と協議した様式に勤務時間等を記入)を指揮命令者へ提出し確認を受けること。

13 その他

- ・派遣元事業者は、本事業趣旨を踏まえ、本案件全ての必須条件を兼ね備えるとともに、業務遂行能力を有する人材の派遣が可能であること。本学へ派遣する派遣労働者については、派遣開始前に業務遂行能力を有することを、スキルシート(労働者派遣法第35条の規定により派遣先へ通知すべき文書のほか、当該労働者の業務遂行能力等に関する情報、及びその他必要な事項を記載した文書)により客観的に証明できること。
- ・スキルシートは、派遣開始の7営業日前までにDX推進課の担当者へ提出すること。
- ・派遣開始後、業務遂行において支障がある又は期待する水準の能力を有しないと認められる派遣労働者については、交代を要求する場合があるが、その要求を受けた派遣元事業者は、当該派遣労働者の交替等による適切かつ迅速な対応を図ること。
- ・派遣労働者は、勤務にあたっては風紀・安全・衛生に努めるとともに、本法人の管理運営上の規律に従うものとし、本法人の職員と協調性をもって業務遂行すること。
- ・事業者は、契約履行中に知り得た各種情報を漏らし、又は他の目的に使用してはならない(「大阪府個人情報保護条例」及び「公立大学法人大阪における個人情報の取扱い及び管理に関する規程」により取り扱うものとする)ものとし、派遣労働者に対しての周知徹底を図らなければならない。また、契約期間終了後においても同様とする。
- ・派遣労働者が本仕様書「2 派遣労働者の就業場所」に記載された通常の実業場所まで出勤するための交通費は派遣元事業者が負担すること。但し、本法人の指示により、通常の実業場所と異なる場所での業務を行った場合に要する交通費に関しては本法人が規定する基準において本法人が負担する。
- ・何らかの事情により本仕様書「6 派遣期間」に定める期間中に派遣労働者の欠員が生じる事態が生じた場合、本法人の業務に支障が出ないよう、速やかに代替の派遣労働

者の補充に努めること。

- ・ 本仕様書に定めのない事項又はその他疑義が生じた場合には、別途協議するものとする。
- ・ 本仕様書に疑義がある場合は、DX推進課の担当者に問い合わせること。なお、契約後の疑義については本法人の解釈とする。

【担当】

公立大学法人大阪

本部事務機構情報戦略部DX推進課

TEL06-6605-3475